

軽井沢町の善良なる風俗維持に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、町の風俗を醇化し、国際親善文化観光都市としての良い伝統を維持することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するために地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、町長の諮問機関として、軽井沢町風俗審議会（以下単に「審議会」という。）を設置する。

(委員の委嘱)

第3条 「審議会」の委員は、町民及び別荘所有者のうちから、町長が議会の同意を得て委嘱する。

(組織)

第4条 「審議会」は、委員10名をもって組織し、委員長は委員の互選による。

(委員長の職務及び代理)

第5条 委員長は、会務を総理し、「審議会」を代表する。

2 委員長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

(任期)

第6条 「審議会」の委員の任期は2ヶ年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、委員は、再任されることができる。

(任務)

第7条 「審議会」は次の任務を行う。

- (1) 軽井沢町の風紀問題について、町長の諮問に応ずる。
- (2) 軽井沢町の風紀問題について、調査研究を行う。特に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年長野県条例第34号）の実施状況を調査し、町長に報告する。
- (3) 軽井沢町の風紀問題について、町長に建議する。

(町長の任務)

第8条 町長は、「審議会」の意向が、長野県建築審査会の審査に反映するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則（昭和34年4月1日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年9月30日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年6月25日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。